

京都府総合教育センター受講管理システム構築及び運用保守業務に関する質問への回答

令和6年9月17日
京都府総合教育センター

No.	該当箇所	質問内容	回答
1	企画提案書作成要領 1(3)	「企画提案書は、表紙、目次等を除いた実質的なページ数を30ページ以内とすること。」と記載がありますが、その中には提案するシステムの各ポータル画面や研修受講履歴一覧などの印刷物のイメージも含まれるのか。	含みます。
2	提出書類一覧 9 「京都府税の滞納がないことの証明」	営業拠点が京都府内にはなく、また、これまで京都府との取引実績が無い場合について、証明書の取得・提出は必要なのか。	京都府内における営業拠点の有無や京都府との取引実績の有無を問わず、証明書の取得・提出をお願いします。
3	(様式5)経済産業省認定情報処理技術者数	内容が確認できる書類の写しが必要とのことだが、具体的にどのような書類が必要なのか。	合格証書の写しの提出をお願いします。 なお、合格証書の写しは、(様式5)経済産業省認定情報処理技術者数に記載いただく人数分の提出をお願いいたします。
4		同時利用者の想定はあるのか。	負荷集中時の同時接続数について、目安想定はありません。機能要件定義書のシステム利用者の合計数をもとに安定して稼働するシステムの構築をお願いします。
5		研修対象は、学校のみという認識でよいのか。	研修対象者は個人アカウントを保持している全ての利用者です。したがって、学校だけでなく、市町(組合)教育委員会、教育局、京都府教育委員会、センター等からも研修を受講する者はおります。
6		学校に対して発行する帳票の中に、センター長や教育長の名前を出力する帳票はあるか。	現在のところ、そのような様式は想定していません。
7		本システムでメールを利用する想定は皆無か。	例えば通知があった場合に登録されたメールへ情報提供するなどの機能があれば有難いです。しかし現在のところ、全ての利用者が活用することができないと考えております。
8	機能要件定義書 1-1(1)イ	「負荷集中」時の同時接続数について、目安想定はあるか。	「負荷集中」時の同時接続数について、目安想定はありません。機能要件定義書のシステム利用者の合計数をもとに安定して稼働するシステムの構築をお願いします。
9	機能要件定義書 1-1(2)	区分の追加や使用可否などのメンテナンス機能も本件の対象なのか。	本件の対象となります。
10	機能要件定義書 1-1(2)	利用者区分ごとに利用可能な機能を変更する想定はあるか。ある場合はどのようなケースか。	利用者区分によって利用可能な機能は異なりますが、制度の見直しによって変更することもあり得ます。

No.	該当箇所	質問内容	回答
11	機能要件定義書 1-1(3)エ	通知機能とはメール送信の想定でよいのか。この場合、メールに関する記載が見当たらないため、提供は可能か。	通知機能はメールではなく、システム内で通知がされることを想定しています。ただし、通知があった場合に登録されたメールへ情報提供するなどの機能があれば有難いです。
12	機能要件定義書 1-1(3)エ(ア)	「ポータルを用いる場合」とあるが、ポータルを用いないことでもよく、用いない場合は、公開開始日・終了日の設定等は不要という解釈でよいのか。	「お知らせ」「通知」は、原則ポータルを用いて行うことを想定しています。
13	機能要件定義書 1-1(3)エ(キ)	返信機能の利用シーンを教えてほしい。	回答を求める「お知らせ」「通知」の際に活用予定です。
14	機能要件定義書 1-2	各ポータルについては次の解釈でよいのか。 システムポータルは、学校ポータル、研修管理者ポータルの総称であり、ID、パスワード入力によりログインし、権限に応じたマイポータルを表示する。 フローイメージ 学校ポータル→ログイン→権限に応じたマイポータル(職員／管理職)表示 研修管理者ポータル→ログイン→権限に応じたマイポータル(研修管理者・本庁)表示	システムのポータルとは、利用者区分毎に設定されていることで利用できる機能の制限がなされているポータルというイメージであります。
15	機能要件定義書 1-2 ア	想定される必要な情報を教えてほしい。	機能要件定義書に、利用者区分毎に必要な機能を記載しておりますので、それを基にポータルの構築をお願いいたします。
16	機能要件定義書 1-2 イ	利用者のIDは前年度から雇用形態が変わった場合など(常勤教員から再任用、非常勤教員から正規雇用等)も同一のIDが引き継がれるのか。別のIDが割り振られるような場合は、ID(及び研修履歴)の紐づけあるいは統合が必要なのか。それとも別人として扱ってもよいのか。	職員番号が変更された場合に別のIDが割り振られます。その際は、アカウントの統合が必要になります。
17	機能要件定義書 1-2 キ	所管する教職員の情報を閲覧および抽出する事が可能とありますが、教育事務所の所管での閲覧・抽出は必要ですか。	他府県での教育事務所とは、京都府では「教育局」としていません。したがって、教育局の所管での閲覧・抽出は必要です。
18	機能要件定義書 1-4 (1)	教職員情報の登録は管理者(センター)が全て実施するのか。府費採用の教職員以外(市費など)についても管理者(センター)が登録するのか。	教職員情報の登録等権限は管理者(センター)のみ持ちます。したがって、府費採用の教職員以外にも管理者(センター)が原則、登録を行う予定をしています。
19	機能要件定義書 1-4 (2)ア	対象者とは受講可能者であり、該当しない職員は申込不可とする解釈でよいのか。また想定される設定情報を教えてほしい。(職名、在職年数、キャリアステージなど)	その解釈で問題ありません。 なお、想定される設定情報は、職名、キャリアステージを予定しています。
20	機能要件定義書 1-4 (2)イ	「複数回開催する研修」とは1つの研修(研修番号)を複数日で行う研修との解釈でよいのか。	複数回開催する研修は、開催日毎に異なる研修番号となり、別の研修としてシステム上は運用することとなります。ただし、受講申込は一括して行えるなどの運用は考えられます。

No.	該当箇所	質問内容	回答
21	機能要件定義書 1-4 (2)キ	データごとの個別登録、修正とはどのような想定か。	機能要件定義書 1-4(2)カに記載の一括とは別に、個別に登録、修正を行えることを想定しています。
22	機能要件定義書 1-4 (3)ア	研修対象外の利用者には、一切公開しないという解釈でよいか。	研修の対象となる利用者を所管する管理職(学校)、市町(組合)教育委員会、教育局などは閲覧可能となります。
23	機能要件定義書 1-4 (3)ア(イ)	申込期間において、一定期間申し込みを停止し再開する想定ケースを教えてください。	一例として、追加募集をかける時などを想定しています。
24	機能要件定義書 1-4 (3)ア(ウ)	1次、2次受付の要件について教えてください。	1次、2次受付は、申込期限を過ぎても定員に満たない場合に、追加募集を行える機能のことです。
25	機能要件定義書 1-4 (4)	本庁担当者は京都府総合教育センター以外の研修について、組織IDを用いて登録できることとありますが、各市町(組合)教育委員会の担当者が独自に研修計画を登録すること場合はありますか。また、独自に登録された研修については、府教員、別の市町(組合)の教職員の受講を可としますか。また教育事務所が主催する研修も登録されますか。	府教育委員会、教育局、市町(組合)教育委員会での研修計画を登録する可能性があります。 また、それぞれが独自に登録された研修は所管の教職員のみの受講を可とし、所管外の教職員は閲覧・受講不可とします。
26	機能要件定義書 1-4 (4)	本庁等担当者は、自組織が主催する研修の登録が可能であり、センター主催研修と同じ処理をできるようにする解釈でよいか。この場合、本庁等担当者主催の研修への申込は、管轄下の学校に限定することですか。	その解釈で問題ありません。また、本庁等担当者主催の研修については、管轄下の学校のみが閲覧・申込可能とします。
27	機能要件定義書 1-4 (4)	本庁等担当者が登録する研修の付帯情報(カテゴリ、指標観点、キャリアステージ、会場など)は、各教育局、市町(組合)教育委員会独自のマスタ管理となるか。	本庁等担当者が登録する研修の付帯情報(カテゴリ、指標観点、キャリアステージ、会場など)は、教育局での統一マスタ管理、市町(組合)教育委員会での統一マスタ管理となります。
28	機能要件定義書 1-5-1 (1)	受講申込で初任者研修など主催者が受講者の名簿を事前に把握できている場合でも、申込→承認→受講確定の流れでの登録を想定されておりますでしょうか。	法定研修(初任研・中堅研)や推薦により受講する研修等については、申込→承認→受講確定は不要となります。
29	機能要件定義書 1-5-1 (1)ウ	機能要件定義書 1-5-1(1)イとの違いを教えてください。	機能要件定義書1-5-1(1)イは申込期間中(承認前含む)、1-5-1(1)ウは申込期間終了後となります。
30	機能要件定義書 1-5-1 (1)ウ(イ)	機能要件定義書 1-5-1(1)ウ(ア)との違いを教えてください。	(ア)は一覧での必要項目についての確認、(イ)は個別に抽出して確認できるということです。
31	機能要件定義書 1-5-1 (1)エ	ここでいう「利用者」は、研修申込ができる「教職員(学校)」との解釈でよいか。	教職員(学校)だけでなく、全ての利用者区分です。
32	機能要件定義書 1-5-1 (1)オ	「登録」とは、何の登録か教えてください。	同じ講座を別日程や受講形態で実施することがあり、それぞれを登録するときに活用します。

No.	該当箇所	質問内容	回答
33	機能要件定義書 1-5-1(1)オ	受講対象者に表示するのであれば受講可否確認は不要ではないか。	別日程や受講形態を希望された際に、受講可否の判断が必要になります。
34	機能要件定義書 1-5-1(1)オ	「当該年度実施の研修については」、とあるが、過年度や次年度以降の研修の開示を想定している(開示期間に従う)という解釈でよいのか。	京都府では過年度、次年度以降など当該年度を超えた研修は実施していません。
35	機能要件定義書 1-5-1(3)	受講申込の承認は所管する教職員の管理職の他に、所管する市町(組合)教育委員会や教育事務所などの承認は必要なのか。	市町(組合)教育委員会や教育局(教育事務所)の承認は不要となる予定です。
36	機能要件定義書 1-5-1(3)ア	「差し戻し」は再申請が可、「却下」は再申請が不可の違いであると解釈してよいのか。	その解釈で問題ありません。
37	機能要件定義書 1-5-1(3)ウ	委任は管理職(学校)権限者が不在になる前に行う想定か。短期不在時の委任処理の手間や突発事項により管理職(学校)権限者でログインできない場合を想定し、学校から連絡を受けてセンター側で代行決裁という運用の想定は不要か。またはこの運用のみにすることは不可か。	不在になる前に行う想定です。学校から連絡を受けてセンター側で代行決裁という運用は想定しておりません。またはこの運用のみにすることは不可となります。
38	機能要件定義書 1-5-1(3)ウ	「委任者ごとに」とあるが複数人への委任を可とするか。また、「承認者とは異なる個別のID、PW」とあるが、権限を譲渡する委任者ごとに毎回異なる独自のID、PWを発行するということがか。	同時に複数人ではなく、機会が異なる際に以前とは別の者に委任する場合の想定です。なおその際には、権限を譲渡する委任者ごとに毎回異なる独自のID、PWを発行することとします。
39	機能要件定義書 1-5-2(1)イ	受講者名簿のフォーマットがあれば、提示してほしい。	別添の受講者名簿のとおりです。
40	機能要件定義書 1-5-2(1)エ	取り消しを行う必要性について教えてほしい。	受講不可が残り続けることを防ぐためです。
41	機能要件定義書 1-5-2(2)ア	追加する受講者の学校承認はどのようにするのか教えてほしい。	センター側で受講者の追加登録をする際は、管理職からの連絡が前提となっておりますので、システム上での管理職の承認は不要です。
42	機能要件定義書 1-5-2(2)ア	受講者について修正する情報について教えてほしい。	研修受講が可能となる対象者の修正、または、受講日程や受講形態などの修正を想定しています。
43	機能要件定義書 1-5-3(1)	実施要項のフォーマットがあれば、提示してほしい。	別添の実施要項(集合)、実施要項(オンライン)のとおりです。
44	機能要件定義書 1-5-3(1)ア(ア)	機能要件定義書 1-5-3(1)アの「実施要項を登録」とア(ア)の「電子ファイルとして登録することができること」について教えてほしい。	入力した情報が、PDF形式に変換されて登録されることを想定しています。

No.	該当箇所	質問内容	回答
45	機能要件定義書 1-5-3(1)ア(キ)	「次年度の研修開催要項」とは「次年度の実施要項」との解釈でよいのか。	「次年度の研修開催要項」とは「次年度の実施要項」の骨子となる情報を示しており、当該年度の実施要項の情報から一部流用することを想定しています。
46	機能要件定義書 1-5-3(2)イ(ア)	機能要件定義書 1-5-3(2)アで受講者、所管する管理職(学校)および本庁等担当者から、実施要項開示対象として登録し、それ以外の利用者に開示するか否かを設定できることという解釈でよいのか。	その解釈で問題ありません。
47	機能要件定義書 1-5-3(2)イ(イ)	機能要件定義書1-5-3(2)イ(ア)での限定に加えて、開示対象者として第三者(校長、教頭や否決された対象者など)の設定をできるようにするという解釈でよいのか。	その解釈で問題ありません。なお、第三者については、講座講師や聴講者などを予定しておりますが、運用上整理していくこととなります。
48	機能要件定義書 1-5-3(2)イ(ウ)	「項目ごとに」とあるが、動画URL、ID、PWは開示しないというようなケースとの解釈でよいのか。この場合、公開・非公開を設定する項目を限定することは可能か。	非公開とする項目については、資料、動画URL、ID、PWなどを想定しています。なお、公開・非公開を設定する項目は、全てではなく一部の項目とする予定です。
49	機能要件定義書 1-5-3(2)オ	「ハイパーリンク機能等の利用を想定している。」について具体的に教えてほしい。	PDFとして出力した実施要項上に、ハイパーリンクを設定することを想定しています。
50	機能要件定義書 1-5-5(2)・(3)	外部リンクを予定されているWebページについて、閲覧者によって、権限設定が変更可能なページなのか。また、リンクを想定されている外部サイトは、一般的なWebサイトか、京都府が独自に作成しているWebページのどちらなのか。	外部リンクを予定しているWebページは閲覧制限が設定されないページ(YouTubeの限定公開等)を予定しており、京都府独自のものではありません。なお、一部の動画については、本システムにて登録、管理し、受講者が視聴することを想定しています。
51	機能要件定義書 1-5-5(3)	研修動画視聴リンク(外部サーバ)の他に研修動画の登録ができる事とあるが、受講者に研修動画をダウンロード等出力、保存させないためには、ストリーミングサーバの準備が必要となる。同サーバを見積もるために、4年間トータルあるいは1年毎の想定を教えてください。 ・動画のビットレート ・動画の尺(動画の長さ) ・登録する本数 ・利用者数	本システムで登録、管理する動画の尺・本数等については、今年度の実績をもとに判断すると、ビットレートは20～24Mbps程度、動画の長さは1本あたり15～60分(1GB)程度、登録本数は未定ですが、総容量は最大300GB、利用者数は動画毎に最大500名程度を想定しています。 尚、動画は毎年更新(削除)していきます。
52	機能要件定義書 1-5-5(3)ア	仕様および要件に動画配信に関する記載がない。本要件は、現在利用されているサービスに本システムから研修動画を登録するという解釈でよいのか。	1-5-5(3)に記載の通り、本システムにより動画の登録、アクセス制限、視聴期間設定ができるとともに、受講者が視聴できるようにシステム構築願います。また、研修動画は視聴のみを可とし、ダウンロード等データの出力、保存は不可とします。
53	機能要件定義書 1-5-5(3)ア(ア)	「アクセス制限の設定を行うことができること」とあるが、受講者以外にもアクセスできるケースがあるという解釈でよいのか。	本システムにより登録した動画の視聴は、原則、受講者のみであるが、聴講など例外的な運用が考えられる。
54	機能要件定義書 1-5-5(3)ウ	仕様および要件に動画配信に関する記載がない。本要件は、現在利用されているサービス側に係るのはないか。	研修で活用する動画の一部については、本システムにて登録、管理し、受講者が視聴することを想定しています。

No.	該当箇所	質問内容	回答
55	機能要件定義書 1-5-7(1)ア(ア)	定型のひな型とは「設問-回答方式(択一選択・複数選択・記述)や選択肢(3択、4択)や制約(必須・任意)」の組合せパターンであり、標準フォーマットは、独自に設問を追加、ひな型(設問・回答部品)からの選択の2通りにより作成できることとの解釈でよい。	研修の種類や実施形態により、アンケート・受講報告の様式を定めており、それをひな型とします。また、標準フォーマットには、講座番号、講座名、所属、氏名など全てのケースで共通する項目が設定されます。アンケート・受講報告を作成する際は、ひな型を選択して適宜カスタマイズすることとなりますが、その過程を標準フォーマット上で行うこととなります。
56	機能要件定義書 1-5-7(1)エ	個別とは回答者(受講者)の解釈でよい。また回答済アンケートの修正を個別に許可するケースを教えてください。	個別とは、アンケート・受講報告毎に修正の可否が設定できることを想定しています。例えば、事前アンケートにて受講形態の希望調査を行った際に、変更できる運用を想定しています。
57	機能要件定義書 1-5-7(1)ク	未回答者には、回答期間超過後も回答できる状態になっていればよい。	はい。回答できる状態を想定しています。なお、回答可能期限は、任意に設定できることとしています。
58	機能要件定義書 1-5-7(2)	受講報告サマリのフォーマットがあれば、提示してほしい。	別添の実施報告書3(1)のとおりです。
59	機能要件定義書 1-5-8	実施報告書のフォーマットがあれば、提示してほしい。	別添の実施報告書、実施評価表のとおりです。
60	機能要件定義書 1-5-9(1)ア	機能要件定義書 1-5-9ア(ア)aは本システムでの受講履歴、b,c、(イ)は、本人入力や国システムからの連携データで登録される受講履歴との解釈でよい。	いいえ。機能要件定義書1-5-9(ア)は記録が義務付けられていますので、研修担当者によるシステムでの登録となります。また、(イ)についても、本人や管理職が入力する研修のほか、一部研修担当者によるシステムでの登録となります。説明会スライドを参考にお願いします。
61	機能要件定義書 1-5-9(1)イ	移行データは本要件の対象外でよい。	移行データも本要件の対象となります。なお、システム構築以前のデータについては、現行システムより抽出しますので、データの流し込みをお願いいたします。
62	機能要件定義書 1-5-9(1)オ	「講座各回の受講状況や研修ごとの受講履歴」について、講座と研修の違いなど、要件を具体的に教えてください。	初任者研修では25回程度、中堅教諭等資質向上研修は5回程度の講座から構成されています。それぞれの講座における、受講状況などを管理・閲覧できることを想定しています。
63	機能要件定義書 1-5-9(2)	京都府が規定する様式の教職員別研修受講履歴のフォーマットがあれば、提示してほしい。	別添の教職員別研修受講履歴のとおりです。
64	機能要件定義書 1-5-9(2)カ(ア)	機能要件定義書 1-5-9(2)カ(ア)の様式は今後変更になる場合は、都度システム改修により対応する想定でよい。または様式変更に影響されないように全項目をCSVに出力するという提案も可能か。	様式に変更があれば、改修をお願いすることになると考えます。また、様々な御提案に関して我々が制限を設けることはいたしません。

No.	該当箇所	質問内容	回答
65	機能要件定義書 1-5-9(2)コ・サ	独自でシステムを構築されるにあたり、文科省システムとのデータ連携はどのようなケースを想定されてるか教えてほしい。また、文科省システムのレイアウトが変更になった場合の追随対応については、別途費用によりシステム改修を行う想定でよいのか。	文科省システムとのデータ連携は、他府県との職員異動を想定しています。また、文科省システムのレイアウトが変更になった場合の追随対応については、別途費用によりシステム改修を行うことが想定されます。
66	機能要件定義書 1-5-9(3)ア	・職員(学校)がセンター以外の機関で受講した研修を登録(申請)し、管理職(学校)が承認することで、受講履歴に表示するという解釈(機能要件定義書 1-5-9(3)イと同じフロー)でよいのか。	その解釈で問題ありません。なお、管理職(学校)が代替手続きできることも想定しています。
67	機能要件定義書 1-5-10	研修統計のフォーマットが決まっていたらお示しいただくことは可能でしょうか。 より具体的なご提案が可能かと存じます。	別添の研修統計のとおりです。
68	機能要件定義書 1-6オ	アカウント統合機能とは具体的に何を指しますでしょうか。想定している運用をご教示いただけますでしょうか。	形式退職等により、職員番号が変更される職員がおられます。変更前の研修履歴情報と変更後の研修履歴情報を統合する機能です。
69	機能要件定義書 1-6オ	外部で統合を行う事を想定されているシステムはどのようなものなのか。また、統合システムとの連携作業も、今回の見積もりの範疇なのか。	システム内での統合を想定しております。 統合に関することは、NO.68の回答のとおりです。
70	機能要件定義書 1-6オ	異動や正規職員への採用等により職員番号が変わっても、受講履歴を引き継ぐことができれば、統合機能は不要でよいのか。	職員番号等の変更が全てのケースで年度当初に把握できませんので、統合機能は必要だと考えております。
71	機能要件定義書 1-6カ	先日の説明会では、管理職(学校)が、パスワードをリセットすると説明があった。これは、本要件と異なるが、どちらが正しい要件なのか。また、本要件が正しい場合、「ポータルからの問い合わせ画面より行う」とあるが、ポータルの問い合わせはログインなしで利用できる想定なのか。またどのように返答される想定なのか。	機能要件定義書の記載を修正します。説明会でお伝えした通り、本人からの申し出により、管理職(学校)がパスワードをリセットできる機能をお願いいたします。
72	機能要件定義書 1-7	研修の登録を行うことと、スケジュール・設備予約は連携する想定なのか。	研修の登録を行うことと、スケジュール・設備予約は連携することを想定しております。また、所員のスケジュールや設備予約についてもシステムにより管理したいと考えています。 例)・所員の出張や年休等のスケジュール ・所員の会議や貸館の設備予約
73	機能要件定義書 1-7(2)ウ	CSVファイルの基となるEXCELファイルへの入力でなく、本システムに利用予約(申請)を入力する想定でも可能なのか。	csvでの一括登録、システムへの直接入力のいずれも可能にしてください。前年度末に、我々は独自のExcelシートに各施設の使用に関する調整を行っております。そのシートの情報を一括で取り込む想定をしております。
74	機能要件定義書 1-7(2)エ	本機能専用のモニターへ表示する認識でよいのか。	施設玄関に設置している専用モニターに表示する予定をしております。

No.	該当箇所	質問内容	回答
75	機能要件定義書 1-7(2)エ	モニター提示とは他システムとの連携になりますでしょうか。	当システムのみでモニターに提示したいと考えております。
76	機能要件定義書 1-9ア	携帯電話とは、フィーチャーフォンでよいか。また、デバイスやブラウザを限定することは可能なのか。	携帯電話についてはフィーチャーフォンのことです。デバイスやブラウザについては、1-9アに記載されているものへの対応は必要となります。
77	機能要件定義書 1-9ウ	yahooアプリ等の検索エンジンアプリとの解釈でよいか。	1-9アに記載されているWebブラウザのみで利用できることを想定しています。
78	機能要件定義書 1-9エ	将来のバージョンアップは未知の変更が想定されるため稼働を保証することは出来兼ねます。本要件の実現方法については相談可能なのか。	1-9エに記載されている通り、端末、OS、Webブラウザのバージョンアップがあった場合も、システムの稼働の保証をお願いいたします。なお、その際、実現方法については相談いただくことは可能です。
79	機能要件定義書 1-10(1)	「設定」とあるが、システムでのパスワードポリシーの変更機能が必要ということなのか。この場合、登録済のパスワードがポリシーに準拠しなくなることが想定される。	現在のところ、パスワードポリシーを変更することは想定していません。ただし、今後の政策等の影響で変更しなければならない場合はあり得ると思います。